

# 9月は認知症月間

平成6年、国際アルツハイマー病協会と世界保健機関（WHO）は共同で、毎年9月21日を「世界アルツハイマーデー」、9月を「世界アルツハイマー月間」と定め、さまざまな取り組みを行っています。日本では、令和6年に施行された「認知症基本法」において、9月を「認知症月間」と定め、認知症についての関心と理解を深める行事が、全国各地で行われます。

## ジャパン・マンモグラフィ・サンデー

子育て・介護・仕事・家事などで平日に乳がん検診を受診できない人のために、毎年10月第3日曜日に乳がん検診を受けられるよう認定NPO法人J.P.O.S.H（日本乳がんピンクリボン運動）が、全国の医療機関に呼びかけた取り組みです。この機会に乳がん検診を受けてみませんか。

●期日 10月19日（日）（要予約）

●自己負担金 約1万円（医療機関によって異なります。）

※市の乳がん検診受診券や無料クーポン券が使用できる場合があります。詳しくは医療機関に問い合わせてください。対象の医療機関は、J.P.O.S.Hホームページで確認するかお問い合わせください。



認知症ケアパス詳細

### ●問い合わせ先

すこやか長寿課地域包括支援センター ☎(501)2306

### ●問い合わせ先

健康課健康長寿担当（すこやか交流プラザ内）☎(501)2222



J.P.O.S.Hホームページ

## マイナ保険証を利用してください

令和6年12月2日以降、従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とするしくみに移行しています。マイナ保険証とは、健康保険証の利用登録をしているマイナンバーカードのことで、健康保険証として利用するには、利用登録が必要です。

### ●利用登録の方法

市役所のほか、医療機関・薬局の受付に設置されている顔認証付きカードリーダーや、マイナポータル、セブン銀行のATMで登録することができます。

### ●マイナ保険証の利用方法

- ①医療機関などの受付にあるカードリーダーにマイナ保険証を置く。
- ②顔認証または4桁の暗証番号の入力により本人確認をする。
- ③診療・服薬などの情報提供についての同意を確認する。

### ●マイナ保険証のメリット

- ①限度額適用認定証の申請が不要  
突然の入院・手術などの時で、限度額適用認定証がなくても、自己負担限度額を超える支払が免除されます。

②薬や診療の履歴に基づいたより良い医療が受けられる  
過去の薬情報や健康診断の結果が見られるようになるため、治療に役立てることが出来ます。

③確定申告時の医療費控除が簡単に  
マイナポータルからe-Taxに連携することで、マイナポータルで医療費通知情報の管理が可能となり、データを自動入力できます。

マイナンバーカードのICチップには、保険証情報や医療情報そのものは記録されていません。また、万一紛失した場合でも、速やかに一時利用停止の手続きを行うことができますので、安心して利用できます。

### ●問い合わせ先

国民健康保険の人

国保年金課国保年金担当

☎(580)1846

後期高齢者医療の人

国保年金課医療担当

☎(580)1847

※国民健康保険・後期高齢者医療以外の人は、加入している健康保険の保険者に問い合わせてください。